業務委託契約書

株式会社リアル・ゲート（以下、「甲」という）と、＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という）とは、以下の通り業務委託契約を締結する。

第１条（誠実義務）

　甲及び乙は、相互信頼の基本理念に基づき、日本国の法令を遵守し、信義をもって誠実に本契約を履行しなければならない。

第２条（目的）

　甲は乙に対し、次条に定める業務（以下、「本件業務」という）を委託し乙はこれを受託した。

第３条（本件業務の内容）

　本契約に基づく委託業務の内容は下記の通りとし、その詳細は別紙記載の通りとする。

【委託業務の内容】

 　　１．リサイクル事業に付随する一切の業務

２．オークション事業に付随する一切の業務

３．その他甲が指定する業務

第４条（業務委託料等）

１．乙は甲に対し、業務委託料の請求書を毎月末日限り締めで提出するものとし、甲はこの請求書に従って翌月１０日までに、乙の指定する銀行口座に振込み支払いものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする

２．乙が本件業務の遂行にあたり特別経費が必要となる場合、事前に甲の承諾を得たときに限り、甲は乙に対し、承諾した範囲の費用を支払うものとする。尚、支払については、前項の定めに従うものとする。

第５条（契約期間）

　本契約の有効期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了２ヵ月前までに両者で協議合意した条件で本契約を更新することができるものとする。

第６条（第三者に対する侵害等）

１．乙は、本件業務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意する。

２．乙は、本件業務の遂行について第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と負担において処理･解決するものとする。

第７条（業務内容の変更等）

１．甲は、必要がある場合は、本件業務の内容の一部を変更又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

２．前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第８条（再委託）

　乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第９条（権利義務譲渡の禁止）

　甲及び乙は、相手方当事者の事前の承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第１０条（秘密保持）

１．本条における文言につき、下記のとおり定義する。

（１）「情報開示者」とは、秘密情報を開示した者をいう。

（２）「情報受領者」とは、秘密情報の開示を受けた者をいう。

（３）「秘密情報」とは、情報開示者より提供された技術上または営業上の業務上の情報のうち、当該情報開示者が特に秘密である旨を書面により指定した情報をいう。

２．情報開示者及び情報受領者は、本契約に定める債務の履行にあたり、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、以下各号の一に該当する情報については、この限りでない。

（１）情報開示者から秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。

（２）秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。

（３）情報開示者から提供を受けた情報とは無関係に独自に開発した情報。

（４）情報の受領の時期を問わず既に公知となった情報。

（５）情報開示者から秘密情報である旨の通知を受けることなく提供された情報。

３．情報受領者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合には、事前に情報開示者の書面による同意を得なければならない。ただし、当該秘密情報のうち個人情報以外の情報について、法令の定めに基づく場合、もしくは権限のある官公署から開示の要求があった場合、または本契約に基づく権利の実行に必要な範囲で公認会計士、税理士、弁護士、その他の専門家に対する場合の開示についてはこの限りでない。

４．情報受領者は、相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用し、複製、改変、利用目的の追加または変更の必要が生じた場合には、事前の情報開示者からの書面による承諾を受けて行うものとする。

５．情報受領者が、情報開示者の事前の書面による承諾を得て、第三者に秘密情報を開示し、又は使用させる場合には、情報受領者の責任において、当該第三者に対し本契約書と同様の秘密保持義務を課し、かつ、当該第三者と連帯して責任を負う。

６．情報受領者は、秘密情報の管理につき、保有する他の情報や記録媒体等と明確に区別して適切に管理するとともに、以下の事項を遵守する。

（１）秘密情報の保管場所は施錠が可能な場所とする

（２）秘密情報を取り扱う担当者を必要最小限にとどめ、アクセス権を制限し上記保管場所以外へ持ち出さない

（３）秘密情報を取り扱う担当者に対して本契約の内容を周知徹底させ、秘密情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん等を未然に防止するための措置を取る

７．情報受領者は、本契約が終了した場合、または、情報開示者から要求を受けた場合は、情報受領者から受領した秘密情報を速やかに情報開示者に返却するものとする。また、第４項にもとづき作成した複製およびバックアップデータについても一切を破棄し、その旨を情報開示者に書面にて報告するものとする。

８．情報受領者が情報開示者から受領した秘密情報について、紛失・漏洩等の事故が生じた場合又はその恐れがある場合、情報受領者は遅延なく情報開示者に報告するものとする。また、情報開示者への報告後、情報受領者は情報開示者と協議の上、情報開示者の指示に従い直ちに必要な調査を行い、その調査結果を書面にして、随時情報開示者に報告するものとする。

９．前項の事故において、情報受領者の責に帰すべき事由により、情報開示者または第三者に損害が生じたときは、情報開示者はその違反行為の差止め及び原状回復を情報受領者に請求するとともに、情報受領者はその損害額及び係る事態収束の費用全額を情報開示者または第三者に賠償するものとする。

１０．秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

１１．本条における秘密保持義務は、本契約存続中はもとより、契約終了後も１年間はその効力を有する。尚、この場合において、情報開示者、情報受領者双方から異議申出がない限り、本条の効力は更に１年間更新され、以後も同様とする。

第１１条（個人情報保護）

１．乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第２条第４項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第２０条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、別途合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なしに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（１）目的の如何を問わず、甲より開示を受けた事実及びその存在の有無を含め第三者に開示すること。

（２）本契約の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を複製、改変し、その他の取扱いをすること。

（３）個人情報の取扱いを再委託すること。

２．乙は、個人情報を取り扱うに当たり、前条と同等またはより厳格で合理的な安全管理措置を講じなければならない。

３．前項の管理措置につき、甲が乙に対し、別途管理措置を指示したとき、又は管理措置の改善を申し入れた場合、乙はこれに従うものとする。

４．乙は甲の請求に応じて、乙における個人情報の管理体制その他個人情報の取扱状況を報告しなければならない。

５．乙が個人情報の取扱いを再委託したときは、当該再委託先との間で、個人情報の取扱いにつき、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせるものとする。

６．前項の場合、乙は甲の請求に応じて、再委託先における個人情報の管理体制その他個人情報の取扱い状況を報告しなければならない。

７．個人情報の返却等については、前条第７項を準用する。

８．本条の効力は、契約期間満了、解除等理由の如何を問わず本契約終了後も有効に存続するものとする。

第１２条（書面主義）

　本契約の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行うものとする。但し、緊急の場合における通知・連絡は電話、ファクシミリ、電子メール等相当の方法により行うことができる。

第１３条（履行遅延等）

　乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。また、乙は、正当な事由なく甲の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

第１４条（契約解除）

１．甲及び乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合、相手方に対して違反の是正を書面により申し入れ、その後○日を経過するもなお是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

２．甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、相手方に対して何等の催告なしに本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（１）差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、又は滞納処分、保全差押を受け、若しくはこれらの申立または処分を受けるおそれのある事由が生じたとき。

（２）支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは取引停止手形処分を受けたとき。

（３）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

（４）解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

（５）その他資産、信用状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第１５条（期限の利益喪失）

　甲又は乙が前条により本契約を解除された場合は、契約を解除された当事者は、その相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失する。

第１６条（合意解除）

　甲及び乙は、相手方に対して２ヵ月以上の予告期間をおいた書面による通知をもって、本契約を解除することができる。

第１７条（反社会的勢力の排除）

１．甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

（１）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

（４）自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２．前項の場合、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（１）前項の確約に反する事実が判明したとき

（２）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

３．前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことができない。

第１８条（損害賠償）

　乙は、その責めに帰すべき理由により本件業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

第１９条（双方協議）

　本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第２０条（裁判管轄）

　本契約及びこれに関連する一切の紛争を裁判によって解決する場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）大阪市鶴見区横堤３丁目２番３９号

株式会社　リアル・ゲート

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　高木　聖治

（乙）